

令和4年度

社会福祉法人伯和会

事業計画書(案)

社会福祉法人 伯和会

法人本部

令和4年度社会福祉法人伯和会運営方針

I 基本的事項

《基本理念》

法人の信条である「奉仕・博愛・寛容」に基づく介護サービスを信条にし、全職員と全利用者の物心両面の幸福を追求し社会福祉の発展を目指す。

施設サービス各所を作成いままでの生活習慣や個人の意思を大切に自己決定、自己選択、残存能力の活用を図り入居者本人が自立した質の高い生活が、送れるよう支援に努める。

II 経営組織のガバナンスの強化

- 1 評議員会⇒法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う。
- 2 監事⇒法人の業務監督及び財務諸表の一層の適正化と透明性の強化を図る。
- 3 理事会=財務諸表や業務執行などの適切な公表に努める。

III 事業運営の透明性の向上

- 1 財務諸表・現況報告書等の公表の実施。
→財務諸表・現況報告書等の設置・閲覧や公表を適切に行い、法人運営の透明性の確保を図る。
- 2 役員報酬基準の作成準備を実施。
→新たに設立した役員本部の事業運営会議を実施。

IV 財務規律の強化

- 1 社会福祉充実残額の明確化
→会計年度ごとに控除対象財産、社会福祉充実残額を明確。
- 2 社会福祉充実計画の作成と実施
→令和4年度は、社会福祉充実残額をプラスにし、法人が策定する社会福祉充実を作成できるよう努力。

V 地域公益活動の実施

- 1 地域公益活動の検討と具体化
→地域の独居高齢者、障害者、経済的に困窮する者等を支援する、福祉ニーズに対応するサービスを構築するよう計画する。

VI 事業収入の安定的確保

- 1 稼働率の向上や各種加算の確保などにより事業収入の安定を図る。
- 2 財務管理の強化と経費削減

→予算管理の徹底や財務管理体制の強化を図り、令和4年度は屋根の補修作業を実施、継続。

VII 良質な福祉サービスの提供

- 1 利用者の人権人格の尊重

→制度についての知識や、事例を取り入れた検討などを取り入れた研修会の実施、法人の理念教育の実施。

VIII 人材確保と育成

- 1 各委員会の活動を通してサービスの質の向上のための取組を推進する。
→各委員会の活動を通してサービスの質の向上の為の取り組みを推進する。
- 2 利用者、職員にとって、より安全で安楽な介護を目指す。
- 3 利用者の自立支援促進や、職員の健康管理のため福祉・介護機器の導入の検討。
- 4 サービス評価の実施→CS の定期的実施や第三者評価を通じてサービスの点検と改善を図る。

IX 組織の活性化

- 1 職員の労働環境の整備

→職員の処遇改善や職場環境の整備に努め、職員がいきいきと働く事を目指す。統制の取れた組織体制整備。

- 2 人事考課制度の導入とキャリアパスを用いて、個々のレベルアップと組織の活性化を図る。

- 3 職員の満足度調査等の実施

→ストレスチェック等を実施し、ワークライフバランスの乱れや体調不良の継続などでの離職を防止する。

- 4 ICTの積極的活用

→利用者支援の充実や業務効率化推進のため、ICTを積極的に活用する。

X 危機管理の強化

1 コンプライアンス体制の強化

→内部牽引体制の強化や情報管理の徹底、各種法令や基準を遵守し、法人としての信頼性を向上させる。

2 危機管理の強化

→リスクマネジメント教育を強化し、安全、安心な体制を今後も構築するよう努力する。
防災対策の定期的見直しと訓練の実施。

重点目標

1：ともに支えあう地域社会づくりの推進

2：エリア単位の地域福祉活動の推進

3：利用者本位の在宅、施設の介護サービスの邁進

4：組織自体の底上げと自主財源の確保

①法人運営の基盤強化経営体制の強化

1) 理事会・評議員会への審議，監事による財産状況などの監査の実施により、適正な法人施設経営を実施

2) 本部長を長に幹部会議を開催計画的事業運営を実施

3) 公認会計士による外部指導監査を実施、適正な財務管理を行う

4) 設備の見直しや更新を適時行い、経費削減を図る

②自主財源の確保：利用者ご家族様や市民の皆様から頂いた寄付金は伯和会の基本財産であることからより多くの企業様や、支持いただける方を募り推進したい。

理事会・評議員会開催日程（予定）

1 令和4年度第1回理事会 → 令和4年6月9日

2 令和4年度第1回評議員会 → 令和4年6月22日

3 令和4年度第2回理事会 → 令和4年10月19日

4 令和4年度第3回理事会 → 令和5年3月15日

令和4年度

特別養護老人ホームえんじゅ
事業計画書(案)

社会福祉法人 伯和会

特別養護老人ホーム えんじゅ

令和4年度特別養護老人ホームえんじゅ施設運営方針

I. 施設サービス向上のために

1. 法人の信条である「奉仕・博愛・寛容」を基本とし、えんじゅ理念「笑顔で明るく、元気良く、優しさを持って接します」「心地良い生活と環境を提供します」「自由で楽しい暮らしを目指します」の3つの柱をもとに、ご入居者それぞれのニーズに合った施設サービス計画書（ケアプラン）を作成し、今までの生活習慣や個人の意思を大切にするとともに、自己決定、自己選択や残存能力の活用を図ることで、少しでも自立した質の高い生活が送れるよう支援に努めます。
2. 介護給付対象サービスとして、入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を提供します。
3. 社会福祉法人制度改革、費用負担の公平化、介護保険の改定など施設運営が大きく変化している情勢に対応する為、施設運営における課題、問題点の把握、検証と改善に向けた実践に取り組み、安定した運営と魅力ある施設作りに努めます。また、社会に対し社会福祉法人として求められていることを一つずつ実践していくよう努めます。加えて、職員の自己研鑽による一人一人の質の向上と、地域住民として共に暮らすことを視点とした開かれた施設を目標として、安らぎのある地域社会を作り出せるような施設運営を行います。

《特別養護老人ホームえんじゅ 理念》

- ・笑顔で明るく、元気良く、優しさを持って接します。
(笑顔で優しい声掛けを行います)
- ・心地良い生活と環境を提供します。
(清潔保持に努めます)
- ・自由で楽しい暮らしを目指します。
(自己決定を尊重します)

《ワーカー心得》

- ・相手の立場になって物事を考えます。
- ・何故、どうしての問題意識を持ちます。
- ・分からないことはすぐ聞きます。
- ・積極的に行動します。
- ・情報を共有します。

II. 在宅福祉サービスの向上のために

1. 各関係機関との協力体制を図ります。
2. 施設においてボランティアの育成と拡充を行い、福祉の意識高揚に努めます。
3. 地域に支えられた施設であるとの認識を持ち、専門的な働きかけに努めます。
4. 在宅福祉の充実の為に施設の資源を提供し、地域との交流を積極的に推進します。
5. 短期入所事業を行うと共に各種の福祉サービスの利用法について啓蒙します。

III. 職員が安心して働けるために

1. 働きやすい職場作りと、勤労意欲の向上を図ります。
2. 給与充実の為、介護給付費の処遇改善加算・特定処遇改善加算について「加算Ⅰ」が継続できるよう、体制の整備を行います。
3. 年2回の職員健康診断を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。

IV. 適正な事務の遂行

適正な施設運営を実施するために

1. 各種規定に基づいた事務を実践します。
2. 予算の適正な管理及び執行をします。
3. 業務の効率化を図ります。
4. 職種間の連絡、周知を徹底します。

V. 施設設備・備品の保全・改修

1. 業務用洗濯機について
定期点検において、経年劣化による部品交換が必要となっており、必要箇所の部品交換を実施します。
2. 壁紙の張り替えについて
複数個所の居室において、壁紙剥がれ・壁紙の汚染が目立っており、傷んだ箇所の張り替えを適宜実施予定です。
3. 介護用品・その他備品の整備
車椅子に関して、入居者の介護事故防止及び、職員の腰痛予防の観点から、アームサポートの跳ね上げ、フットサポートのスイングアウトが可能な車椅子への入れ替えを順次実施します。マットレスに関しては、入居者の高齢化・重度化に伴い褥瘡リスクが高まっていることから、エアマット・耐圧分散マットの

需要が高まっており、リース又は購入で必要数の確保に努めます。その他、自立支援を促進するための補助柵・低床ベッド等の整備及び、職員の腰痛対策に繋がる福祉用具の整備も進めていきます。

VI. 安定的経営基盤の確保のために

1. 安定した収入の確保に努めます。
 - ・ 事前実態調査を適宜実施することで入退居による空床期間を少なくし、一定期間内で円滑に入退居が行えるようにします。
 - ・ 水光熱費、備品等の管理、見直しを適宜行い、経費節減を図ります。
 - ・ 各種加算の整備を行い、取得できるように努めます。
2. 施設の設備・備品等の更新・改善を行います。
 - ・ 入居者の重度化に伴い、各種福祉用具等備品の整備を行うと共に、状態に合わせた用具の購入を検討します。
3. 人材の確保に努めます。
 - ・ 福祉系等への学校へ出向き、ネットワーク構築を行います。
 - ・ ハローワークへの情報提供、集団面接会への参加を積極的に行います。
 - ・ キャリアパス制度の構築、研修制度などの整備を行い、知識、技術の習得が行えるようにします。
4. 自然災害等に対する備えを整備します。
 - ・ 非常災害時（地震、火災、噴火等）を想定した研修や訓練を計画・実施し、非常時の入居者、職員が安全に行動し避難が行えるように努めます。また、SNS を活用した連絡体制の構築も進めます。

VII. 人材育成ならびに業務改善に向けた取り組み

1. 現在の業務内容についての再確認（手順書の作成とマニュアル見直しの実施）を行う事で業務の見える化・情報の共有を図り、業務の標準化・統一化を進めていきます。
2. 計画的な研修・勉強会の実施により、豊かな人間性の構築と、資質向上を目指します。
3. 『伯和会と職員の皆さんとの約束事（クレド）』と『伯和会職員の「自分ルール」』に記載されている内容を職員が意識的に実践できるように働きかけ、職員誰もが笑顔で気持ちよく働ける環境づくりを進めていきます。

令和4年度施設援助方針

I. 日常生活介護

施設サービスは、えんじゅ職員が、ご入居者一人ひとりの施設サービス計画に基づいて提供します。ご入居者の意思を尊重し、自立支援を念頭に、個々のニーズに沿った支援に努めます。ご入居者の変化しやすい心身状況や日々変化する日常に合わせて、適切なサービスの提供に努めます。

1. 食事

食事は、原則的に食堂で顔を合わせて召し上がっていただきます。ご入居者の状態に合わせて自助具等を使い残存機能を最大限に活用して、できる限り自力摂取ができるよう支援します。食生活の重要性を認識し、管理栄養士による栄養ケア計画を作成し、ご入居者の健康状態を多角的に評価し、食からの健康維持・意欲向上を図れる事を目標に食事提供を実施します。栄養バランス・味付け・調理方法等について、身体的条件、嗜好等を配慮し、ご入居者が健康で楽しい生活を送る上で最も大切なもののひとつとして提供に努めます。その時々も感じて頂ける様季節食や行事食も提供します。

2. 排泄

排泄は、可能な限りトイレをご利用いただきます。そのために常にトイレの清潔の保持に努めるとともに、トイレ内にある手すりや緊急コールボタンを利用し、安心して快適に使用できるようにします。また、個人の排泄パターンを把握するために調査を実施、排泄記録をつけポータブルトイレ等の活用、リハビリパンツ、尿取りパッド等とトイレ誘導の併用により、できるだけオムツを使わない方法を目指していきます。オムツは、座位が取れない、尿意・便意が無い、ご入居者の体調不良等、やむを得ない場合に限り使用させていただきます。オムツ交換及びトイレ誘導は、各個人ごとに調査した排泄パターンを元に、時間や支援内容を設定し実施します。

3. 入浴

一般浴槽故障中につき、機械浴（シャワーベッド）、中間浴（チェアインバス）の2種類の入浴方法を用意し、ご入居者の身体の状態に応じた入浴サービスを提供します。入浴日は、ご入居者1人あたり週2回を基本とし、ゆとりをもった、楽しみのある入浴サービスを提供します。入浴できない方に対しては清拭や衣類交換を行います。

4. 着替え

利用者一人ひとりの身体の状態をよく見極め、衛生面に留意しながら着替えの支援を行います。着替えを行うことで衛生面だけではなく、気持ちのリフレッシュを図りメリハリを付ける事で生活全体にリズムを取りやすくし、意欲の向上へ繋げられるよう支援します。

5. 移動、移乗、体位変換

ベッド、椅子、車椅子、便器、浴槽等の間の移動・移乗は安全性を十分考慮し、ご入居者の身体の状況に合った方法で行います。また、杖、歩行器、シルバーカー等の補助具を有効に活用し、できる限り自立移動ができるよう支援します。

自分で寝返りをうつことのできないご入居者に対しては、褥瘡（床ずれ）を防止するために、体位変換の介助、体位変換チェック表の使用も行い、確実に実施できるよう努めます。必要に応じて、クッション、エアマット、褥瘡予防マット等を使用します。

ご入居者ごとの最適な移動・移乗および体位変換介助方法を、すべての職員が同じ方法で介助できるようにします。

6. 口腔衛生

夕食後に口腔ケアを実施し、その他口腔内トラブルのリスクが高い方や体調不良者、看取り期に入った方に関しては、都度口腔ケアを実施します。ご入居者の状態に合わせて、必要かつ適切な口腔ケア用品の使用を行い、歯磨き、うがい、スポンジブラシによる口腔内の拭き取り、義歯の洗浄などを支援します。口腔衛生は、ご入居者の健康増進・維持に不可欠であるため、嘱託の歯科医師等の協力を得て、ご入居者の口腔衛生介助の充実を図ります

7. 整容

整髪、爪切り、髭剃り等を適宜行います。また、外出や行事の際には、ご要望により、お化粧品やお洒落のお手伝いをします。

8. 介護用品の選定及び衛生維持、安全点検

ベッド、エアマット、クッション、車椅子、歩行器、杖、介護テーブル、ポータブルトイレ、入浴補助具等の介護用品については、使いやすさと安全性から選定し、その清潔の維持および安全点検に努めます。

II. 日常生活援助

施設での生活の充実を図るため、ご入居者一人ひとりの生活状況に応じた支援を行います。

1. 居室環境の整備

ご入居者の意向を尊重しながら、心身の状態、人間関係に配慮しつつ、ご入居される皆様が快適で居心地の良い居住空間を確保できるように努めます。又、介護の安全性を確保するため、必要に応じて居室の変更を行わせていただきます。

2. 買い物及び代行

ご入居者のご要望に応じて、随時、外出による買い物支援の実施、何らかの理由により買い物ができない利用者の方々へは、日用品の買い物を職員にて代行いたします。また週に1回近隣の商店（岡崎商店様）の協力をいただ

き、施設での買い物も出来るようにしています。

3. 洗濯

日常の衣類の洗濯、乾燥、居室への返却を行ないます。衣類の素材の状況に応じて、傷まないような適切な洗濯方法を選び、洗濯を行わせていただきます。

4. 理容

頭部の清潔とお洒落を楽しんでいただくため、原則として毎月第2月曜日、理容師によるサービスを提供します（ご入居者実費負担）。ご本人の希望を伺い、理容組合の方々とも相談しながら、頭の形や髪質などにも気を配りながら行わせていただきます。

5. 外出、外泊

コロナウイルス感染症の流行を鑑み、不要不急の外出・外泊は極力控えます。コロナが落ち着き、以前の生活様式に戻った際は、心身の状況、外出・外泊先を考慮しながら、できる限りご入居者の意向に沿うようにします。

6. 金銭管理

ご希望がある場合は、現金、預・貯金の通帳、実印等の管理の他、施設利用料や公共料金等の支払い等を担当者にて適切に代行いたします。（預り金等取扱規程に基づき、貴重品管理費 4,000 円を負担していただきます。）

7. 行政手続等の代行

ご入居者のご要望に応じて、市町村等に提出する書類の代筆、申請の代行、郵便物等の投函等を、その都度、担当者にて適切に代行いたします。

8. 要介護認定に関する代行、認定調査の付き添い

要介護認定の更新・変更申請をご入居者、ご家族に代わって行います。また、更新調査における付き添いを行わせていただき、ご本人の状況などを更に詳しく調査員の方へお伝えさせていただきます。

III. 健康管理

ご入居者が健康で快適な生活を営めるよう、疾病の早期発見・早期対応に努め、生活の自立性を低下させないように支援します。

1. 日常の健康管理

ご入居者の健康状態の細かな観察に努め、嘱託医および協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努めます。

2. 定期健康診断

胸部レントゲン撮影、心電図、血液検査を、年に1回実施します。

3. 体重測定

毎月実施し、前月との著しい増減等がないか確認します。体重変化に著しく違いが生じるご入居者や、栄養状態のチェックが必要なご入居者に対しては、その都度実施します。

4. 体温・血圧・脈拍等の測定

週 2 回の入浴前に定期的に体温、血圧、脈拍等の測定を実施します。その他、体調に変化が見られた際は必要に応じ、適宜測定を行います。

5. 食事・水分摂取・排泄の把握

チェック表により、毎日の食事・水分の摂取量を把握します。摂食不良時は、医師の指示の下、看護職員、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員が連携して、その時の状態に合った食事提供（必要な栄養素の確保）・水分補給ができるように対応します。

その後の経過をみながら食事内容については必要に応じて調整を行い、食事摂取量の安定に繋げていけるようにします。

便秘時には下剤の服用の他、なるべく自然排便を促すような漢方や乳酸菌飲料等を提供し排便のコントロールを行います。

6. 医師の診察

月 4 回、主治医（内科医）が来診する他、月に 1 回、精神科医、随時歯科医が来診します。通院あるいは入院しての診療が必要な場合は、看護・介護職員が付き添い、施設車両にて送迎をいたします。

7. 口腔衛生

ご入居者の状態に合わせて歯科医師および歯科衛生士の指導・協力のもと、ご入居者一人ひとりの口腔衛生状態、支援内容の充実を図ると共に、誤嚥性肺炎の予防等に努めます。

8. 服薬

医師の診察のもと、病状に応じて、ご入居者に服薬していただきます。

9. 医療機関との連携

協力医療機関やご入居者の主治医との連携を密にし、日常の健康管理について適切な指示を得るとともに、緊急時の受け入れ先を確保します。（救急車を利用する場合、他の医療機関へ搬送される場合もあります。）

10. 夜間緊急時の対応

看護職員が不在になる夜間・早朝帯のご入居者の容態の急変に待機の看護師が対応します（オンコール体制）。

11. 感染症等の予防

新型コロナウイルス感染症について注意深く情報収集を行い、流行の動向をみながら、外部からの受け入れ・面会対応等について、嘱託医と協議しながら対応を検討していきます。また、新型コロナウイルスの他、風邪やインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策として、ご来所者や職員に対して、うがいや手洗いの励行、密を避けた生活様式の実践について周知に努めます。11 月には、希望するご入居者に対してインフルエンザ予防接種を実施します。高齢者施設で発生すると蔓延しやすい疥癬や食中毒等は、特にその予防に努めていきます。また、感染症対策のマニュアルについて、順次見直しを実施

します。

12. 職員の健康管理

年2回の職員健康診断を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。直接処遇の介護職員については、年に2回腰痛検査を実施します。また、年1回のストレスチェック実施により、精神衛生面での健康についても配慮します。加えて、健康診断・ストレスチェックの結果を踏まえた産業医面談も随時実施していきます。

令和4年度嘱託医・協力病院

令和4年2月1日現在

《嘱託医》

1、内科医

水野内科クリニック

水野圭司 先生 毎週月曜日 午後
水野友貴 先生

2、精神科医

仙南サナトリウム

渡辺吉彦 先生 毎月第三金曜日

3、リハビリテーション担当

柔道整復師

黒木雄大 先生 毎週水曜日

《協力病院》

1、刈田総合病院（白石市）

2、歯科医

広瀬歯科医院

廣瀬清憲 先生 随時

令和4年度防火、防災計画

避難が困難なご入居者が多い為、定期的な訓練を実施し、ご入居者及び職員に対し防火、防災意識の高揚と地域消防団、地域住民の協力体制を推進し確立します。

1. 非常災害対策計画に基づき、個別の防災対策の周知徹底に努めます。
2. 個別の避難方法を確立します。
3. 夜間及び休日の防災体制を確立します。
4. 消防設備器具、危険物施設の定期的な点検に努めます。
5. 災害時の非常食については、常時三日分を備蓄、保管します。
6. 緊急連絡網の確立を図ります。
7. 避難訓練実施計画（予定）

<避難訓練>

- | | |
|---------|--|
| 1、日時 | 令和4年5月中～下旬 午後 （予定） |
| 2、目的 | 施設入居者の大半が障害を持ち、寝たきりや車椅子、杖などを使用しています。これらの特殊性を鑑み、災害に対応する為、えんじゅ併設施設の特別養護老人ホームみずきやケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園及び白石市総合福祉センターとの共同防災により、通報、避難、誘導を行うことで、防災体制の確立を目的として行います。 |
| 3. 訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 4. 出火時間 | 午後4時（予定） |
| 5. 出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 6. 避難場所 | えんじゅ正面玄関前 |
| 7. 職員構成 | 職員勤務中による訓練 |

<夜間想定避難訓練>

- | | |
|---------|---|
| 1、日時 | 令和4年11月中～下旬 午前 （予定） |
| 2、目的 | 空気の乾燥が増し、火気の取り扱い機会も増える時期となる為、火災への注意を促し、より一層の防災予防の意識を高めることを目的とします。えんじゅ併設施設の特別養護老人ホームみずきやケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園及び白石市総合福祉センターとの共同防災で実施し、通報、避難、誘導を行うことで、防災体制の確立を図ります。 |
| 3. 訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 4. 出火時間 | 午後11時（想定） |
| 5. 出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 6. 避難場所 | えんじゅ正面玄関前 |
| 7. 職員構成 | 職員夜間勤務中（想定）による訓練 |

令和4年度 えんじゅ短期入所生活介護事業計画

短期入所生活介護事業方針

・短期入所の特徴の一つとして、在宅から施設、施設から在宅と環境が常に変化することが上げられ、生活状況が少なからず違う部分があります。利用前の在宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者同士が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるということを念頭に置いて支援します。また、住み慣れた自宅や生活を共にされてきたご家族らと離れる事により、心理的負担というものがご利用者の皆様には大きいものと考え、一人ひとりと向き合い、そして寄り添い、個々のニーズにあった支援を行う事で安心、安全な生活を提供させていただきます。加えて、近隣の施設、地域の住民の方々とも協力し合い、緊急時も今まで以上に迅速に対応していきたいと思えます。

短期入所生活介護援助方針

- ① 短期入所生活介護の基本定員は10名で行い、居室も専用の居室を準備します(4人部屋2室、個室2室を使用)。その時々のご利用者の方々の身体状況、精神状況などを重要視しながら、安心かつ安全な、在宅と施設の生活が連続性のあるものとなるよう支援します。
- ② 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護含む)は、在宅での生活が可能な状態の方で、要介護度が要支援1から要介護5までの方が対象となります。但し、要介護度の利用限度範囲を超えた方については、実費利用と適切な対応により受け入れ対応します。
- ③ 施設サービス提供にあたり、ご利用者の皆様には介護支援専門員を中心とし、ご利用者の皆様の在宅ケアプランに添った施設ケアプランを作成します。食事、入浴、排泄などその方に合った形でのサービス提供に努めます。また、入所時より、バイタルチェックを行うと共に自宅における状況、変化、必要な処置等の有無など確認し、利用者の皆様の健康管理に留意します。
- ④ 日常生活支援については、一人ひとりの利用者の方々に併せた余暇時間を通しての協同作成物の一連の作業～掲示、レクリエーションの実施、季節に応じた行事の開催、手作り昼食会の開催など、個人の持つ潜在能力に働きかける支援内容にて、意味のある個人の存在の理解、役割のある日常を心がけ支援します。
- ⑤ 退所時においては、短期入所生活介護利用中における生活の様子をお伝えし、在宅へ帰宅したからの生活が継続出来る様に支援します。

令和4年度年間研修計画書

No.	研修名	研修時期	研修場所	参加予定者
1	倫理・マナー研修①	4月	内部研修	えんじゅ職員
2	虐待防止と身体拘束排除に関する研修①	5月	内部研修	えんじゅ職員
3	リスクマネジメント研修①	6月	内部研修	えんじゅ職員
4	感染対策についての研修①	7月	内部研修	えんじゅ職員
5	認知症ケア研修	8月	内部研修	えんじゅ職員
6	急変時対応・医療研修	9月	内部研修	えんじゅ職員
7	ターミナルケアとメンタルケア研修	10月	内部研修	えんじゅ職員
8	感染対策についての研修②	11月	内部研修	えんじゅ職員
9	マナー研修②、プライバシーポリシー	12月	内部研修	えんじゅ職員
10	虐待防止と身体拘束排除に関する研修②	1月	内部研修	えんじゅ職員
11	緊急時・災害対策時の対応に関する研修	2月	内部研修	えんじゅ職員
12	リスクマネジメント研修②	3月	内部研修	えんじゅ職員

※上記研修、上記以外の研修ともに、

外部研修案内が届いた際は適宜参加していきます。

令和4年度
特別養護老人ホームみずき
事業計画書(案)

社会福祉法人 伯和会

特別養護老人ホームみずき

施設基本理念

「愛をもって心を込めて安心できる当たり前の暮らしが送れるよう支援します」のもとユニットケアとしてご入居者の個々の状態・生活リズムに合わせたケアを確立し他職種との連携を密に深めることで個別性の高い、手厚いサービスを提供していきます。

施設運営方針

・安定した施設運営

定員 30 名。介護報酬で人件費が増大する中、入退居時の空床期間の削減、入院者を出さない為の健康管理、加算の取得、経費の削減に努めます。

施設内設備の交換、外部への業務委託にて備品修理費等の削減を行います

(1)施設整備計画

問題発生が予測される箇所及び水周り等の点検を行い、計画的に整備を実施する。(外回り・エアコン・食洗器・ナースコール修繕等)

(2)備品・設備整備計画

- (i) 介護機器、レクリエーション等に必要な備品を整備・入れ替え・補充をおこないます。
(ベッド、マットレス、エアマット、リクライニング型車いす、歩行器、PHS、センサーマット、ビームセンサー等)

※令和 4 年度においては、エアマット、リクライニング車椅子、ビームセンサーの補充

- (ii) 消防設備については年 2 回の専門業者による定期点検の実施と、不備箇所が確認された際は早期の修理・更新実施により、安全対策を徹底します。
- (iii) 車両の法定定期点検のほか、日常のエンジンオイル交換やタイヤ点検などを励行し、必要があれば適切に修理・交換を実施し、常に安全に運行出来るように備えます。
- (iv) 各ユニットの備品を適切に管理し、使用に耐えなくなったものについては速やかに処分し、適切に入れ替え等をおこないます。(ソファ・テレビ・炊飯器等)
- (v) 前各項のほか、建物内外のおよび周辺環境の整備、修繕、点検を定期的に行い安全・衛生の確保に努めます。

・人材育成と連携を活かした職場づくり

人材確保の為、インターネット媒体の求人に入れ、さらに高等学校・ハローワークなどへの連携情報提供をおこないます。しかし、即効性はない為、現職員の育成と定着化が必須と考えます。

外部研修への積極的な参加等を通じて、意識改革や向上心のボトムアップを図り、誇りを持てる職場づくりに努めます。

- (i) 年 2 回 の健康診断及び生活習慣病・予防健診の実施。

※ 前年度に異常の所見があった職員に対して産業医との面談の実施。

(ii) 看護職員及び介護職員には年 2 回の腰痛診断を実施。

(iii) 管理者、役席者による個人面談を状況毎に随時行い、きめ細やかな意思疎通を図る。

(iv) 年間研修・講習計画に基づいて、県及び県老人福祉施設協議会、県社会福祉協議会等が実施する施設従事者への各種研修・講習会に参加すると共に施設内においても接遇、虐待、介護技術等の研修を実施して職員の資質の向上を図ります。とくに介護技術に関しては、安全で、利用者・職員双方の負担の少ないケアの実現を目指します。

(別添 研修・講習計画書 (案) 参照)

(v) ユニットリーダー、介護福祉士、介護支援専門員、認知症介護実践リーダー、胃瘻と喀痰吸引等の事業運営に必須の有資格者の確保に努める。

※令和 4 年度においては、介護福祉士取得の為の実践者研修へ 1 名

喀痰吸引研修へ

3 名 予定

・地域交流の活性化

ボランティアの受入、民生委員等施設開放日、家族交流日の設置

※新型コロナウイルス感染症の状況による

事業内容

・日常生活介護 日常生活支援 健康管理

入居者サービス

①健康管理

(i) 嘱託医、看護師による健康管理を行う。

(ii) 歯科医師による歯科診療、歯科衛生士による口腔ケアを行う。

(iii) 感染症予防接種、年 1 回の健康診断 (7 月予定) を行う。

②栄養管理

(i) 利用者個々の状態・体調を考慮し、必要な場合は配置医師による療養食等も含め栄養士による適切な献立作成はもとより、調理方法、味付け、盛り付けにも配慮し、栄養のバランスが取れた食事提供を行う。

(ii) 地産地消に配慮し、季節感のある献立を取り入れます。

(iii) 嗜好調査を実施し、その評価を分析により入居者が食べたい食事を提供する。

(iv) 嚥下食についても内容の充実など食欲増進と安全面の両立を図る。

(v) 異物等の混入の防止、感染症等に伴い適切な加熱、常に清潔で衛生的なキッチン環境の整備に心がけ、安心安全な食事を提供する。

③機能訓練

兼務の機能訓練指導員 (看護職員) と整復師による個人の状態に適した機能回復訓練をおこない身体機能の維持、回復を図ります。

④安全管理

- (i) 年 2 回以上(うち 1 回は夜間想定)の避難訓練の実施のほか、消防署・地元消防団とも密に連携を図り緊急時の対応を万全とする。また、火災・地震・風水害・土砂災害等を想定した避難訓練及び連絡網等の非常時に備えた体制を確立します。
 - (ii) 防災備品、非常食を適正に管理し、消費期限の到来するものは定期的に更新する。
- ⑤行事、地域交流等(感染症の状況により)
- (i) お花見や買い物を含むドライブ等屋外活動をおこないません。
 - (ii) 誕生会、クリスマス会、節分など各ユニットにおいて行事をおこないません。時には複数ユニットで共同実施し、ユニット間の親睦を深めるよう努めます。
 - (iii) 地元ボランティア・保育園児の訪問・地域交流活動を継続します。
 - (iv) 家族交流会等の実施によりご入居様との交流を図ります。
 - (v) 外部理容師による施設内散髪を定期的におこないません。

令和4年度
デイサービスセンター茶園
事業計画(案)

社会福祉法人伯和会

デイサービスセンター茶園

運営方針

法人の信条である「奉仕」「博愛」「寛容」を基本とし、ご利用者の人権・人間性を尊重して在宅福祉サービスの目的と意義の実践に徹します。「安心・安全」「自立支援」「快適」といった基本に基づきながら、ご利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じた自立した生活が営むことが出来るよう支援するとともに、ご家族の介護負担軽減に寄与できる事業所となることを目指します。

重点目標

- ・ 要支援・要介護者の心身の特性・生活環境・残存機能等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活が営めるように支援する。
- ・ 職員一人一人が自己啓発目標を掲げ、接遇及び介護技術の能力、質の向上を図る。
- ・ 利用者から「どのように見られ、思われているか」を常に意識してケアを行う。
- ・ ご利用者側の視点に立ちできることを増やすことで、生活意欲が持てるよう支援する。
- ・ 地域関係市町村・地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるとともに、より身近な関係者（民生委員、自治会長等）と定期的な運営推進会議を実施する。

事業計画（地域密着型通所介護）

1 基本サービス主要実施概要

① サービス提供時間

- ・ 9時30分から16時30分の7時間です。

送迎は、状況に合わせてピストンでの2便送迎も実施します。

② 利用定員

- ・ 18名です。

③ 相談指導

- ・ 送迎時や電話、連絡帳、茶園便り等を通し、相談や助言を行いません。

④ 健康管理

- ・ 毎利用時に、表情などの状態確認、血圧、脈拍、体温の測定、月1回の頻度での体重測定を行い、各利用者の健康状態の把握に努めます。
- ・ 排泄状況・食事摂取量・水分摂取量・精神状態など観察します。

⑤ 機能訓練(レクリエーション)

- ・介護予防の観点からより効果的に心身機能の維持・向上が図れるよう、各利用者の状態及び主体性を重視した内容のレクを実施します。
- ・月1回程度の割合で行事を取り入れ、季節感や社会との繋がりを実感できるようにします。
- ・利用者の趣味や特技を生かした活動を積極的に実践していきます。

⑥ 入浴

- ・身体の清潔保持と精神的な満足感が得られるよう、利用者の身体状況に応じた入浴または清拭を行います。

⑦ 食事

- ・利用者の嗜好並びに状態に応じた食事を提供します。行事の際は、季節に合わせた献立内容を考え、見た目にも楽しめる食事が提供できるようにします。

⑧ 口腔ケア

- ・口腔ケアの重要性について、職員・利用者・家族等に周知徹底します。

2、職員の資質向上

- ① 法人内外の会議・研修会等に参加し、福祉・介護に対しての知識・技術の向上と、自己覚知からの本質的な資質向上を行います。
- ② 他施設や各方面からの情報収集を行い、各事業所の長所を参考にしてサービスの見直し・向上を図ります。

3、地域との交流活動

- ① 地域と密接した在宅福祉サービスを図るため地域の習慣や風土を理解し地域の拠点としての福祉サービスのネットワーク作りに努めます。
- ② ボランティアの受け入れ、活用を行い、地域と顔の見える関係性を築きます。

4、防災対策

- ① 伯和会災害マニュアルの周知を行い、災害時の対応、避難方法等について職員、ご利用者が迅速に対応できるよう避難訓練等を行います。
- ② ご利用者、ご家族との緊急時の安否確認や連絡方法等を作成します。

5、年間目標

- ① 地域密着型通所介護の利用定員は1日18名で越えてはならないと決まっている中、年間稼働率85%以上(1日平均15.3名)を目標とします。その為の活動として、新規利用者獲得のための市内の介護支援専門員への働きかけ(空き情報提供や介護支援専門員との関係性作り)を行います。また、他事業所との交流なども通して地域の状況やニーズの把握に努めます。

- ② 各種加算の見直しを行い、介護報酬が最大限得られるように努めます。
- ③ 登録者以外の臨時利用についても、こちら側からご利用者、ご家族の要望等を聞いて臨時利用の対応を行って、利用者数の確保に努めます。

6、設備、備品

- ① 脱衣場での更衣の際、スクリーンを使用しているがキャスターに躓く利用者がある為、天井から吊るすようなカーテンの設置を検討します。また、浴室、脱衣場共にカーテンが劣化している為、購入検討します。
- ② 浴室、ホールと南向きであり、夏場はよしず等で暑さ対策をしているが冷房能力が追い付かず、室温が30度を超えるような状況となる場合が見られており、今年度も改善策を検討します。
- ③ 新たなレクや質の向上を図るため、高齢者介護をサポートするレクリエーション情報誌レクリエの年間購読を行います。

7、令和4年度行事計画

月	行事	備考	勉強会	研修・見学
4月	お花見会	鯉のぼり制作	介護保険	外部研修は案内書に基づき、計画的に実施する。
5月	手作り昼食会		基礎技術	
6月	音楽会		コミュニケーション・対人援助	
7月	七夕会		認知症	
8月	夏祭り		感染予防	
9月	おはぎ作り		身体拘束・虐待防止	
10月	運動会	福祉まつり 作品制作	リスク管理・記録	
11月	芋煮会	カレンダー制作	プライバシー保護	
12月	忘年会		入浴	
1月	新年会		レクリエーション	
2月	節分豆まき	雛飾り制作	食事・嚥下	
3月	ひな祭り		まとめ	

※新型コロナウイルスの感染状況により、内容が変更となることがあります。

※新たなレク等を随時取り入れながら、利用者の満足度を高めるようにします。

※季節に応じた行事を企画し移り変わり等季節感を感じていただけるようにします。

※お花見会実施については、職員の数と車両の確保を考慮し、他部署との重複を避け開催時期等協議の上、決定します。

令和 4 年 度

軽費老人ホーム ケアハウスやまぶき

事 業 計 画 書(案)

社会福祉法人 伯和会

ケアハウス やまぶき

令和4年度 事業計画書(案)
軽費老人ホーム ケアハウスやまぶき

基本理念

1 目的

軽費老人ホーム(ケアハウス)は60歳以上(但し、60歳以上の配偶者と共に利用する者についてはその限りではない)で所得を問わず、自炊生活が出来ない程度の身体状況且つ、家庭環境や住宅事情などの理由により在宅にて生活が困難な高齢者を入居させ、食・住などの日常生活に必要なサービスを提供し、生きがいを持って健康で明るい生活を送れるよう支援する。

※建築物25年経過し耐用年数をオーバーした、ケアハウスやまぶきです。備品を提供し各メーカーも25年経過し、急速下記については、各々危険を指摘されており、令和4年度より、修繕に着手してまいりたいと思慮します。特に以下の部分を適宜修繕、実施検討していきたいと思います。

- (1) ケアハウスやまぶき東側にある杉の木伐採：ケアハウスからの景観が損なわれている状況です。
- (2) 屋根の修繕：モルタル割れの為、雨漏りが発生しています。継続して補修工事の実施が必要と思慮します。
- (3) 各居室のトイレ・給湯器・電熱器修理：必要に応じ修理必要なところから実施したいと思います。
 - ①トイレは便座の保温により、茶色のシリコンのような液体が床や便器内に漏れる場合交換しています。
 - ②給湯器の水漏れ等ある場合等適宜修繕または交換しています。
 - ③電熱器は炊事で本体内部への煮こぼれ等で漏電ブレーカーが下がった場合等交換しています。

2 処遇

ケアハウスにおける処遇(サービス)は、以下のように分けられる。

- 1) 相談・助言
- 2) 食事の提供
- 3) 入浴の準備
- 4) 緊急時の対応
- 5) 夜間管理体制
- 6) 在宅介護サービス等の利用支援
- 7) 保健衛生
- 8) 利用者の活動支援
- 9) その他

ケアハウスでは、利用者自身の自主的生活が基本となるため、施設生活を継続していく上で、特に各種相談・助言による社会的自立支援が重要となる。そのため、相談時等の主訴だけでなく、日常的な状況の観察を含め、日頃より利用者個々の状況把握に努めるものとする。また、利用者間のコミュニケーション調整や利用者が自らの意志に基づき、自立した質の高い生活が送れるように適切な支援が行われる体制を整えて、より良いサービスの提供を目指す。併せて、サービスの質の向上を目指す観点から職員の資質の向上にも努める。昨年度、今年度も継続中ですが、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況のため、入居者、ご家族、関係各所への情報発信、水際での感染対策を実施する。

基本方針

1 方針

- 1) 高齢者の居住環境を整え、快適な生活の実現
- 2) 身体状況の虚弱化等に対応し、在宅介護サービス等の活用
- 3) 利用契約システムの合理化
- 4) より良いサービスの高揚

2 支援

- ① 日常生活の自立と支援
 - i 利用者自身の責任で生活することを基本に自主性を尊重しながら、各種相談等による支援を進める。
 - ii 利用者の生活が健康で明るいものになるように、必要に応じて助言を行う。また、利用者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事を行う際に必要に応じ支援を行う。
 - iii 施設内外を問わず、利用者の活動の場を広めるように、社会資源を活用しながら地域での新しい生活(生きがい)を模索する支援をする。
- ② 健康的な生活の推進
 - i 利用者個々の疾病等を把握し、適切な健康管理に関する助言を行う。
 - ii 住民健康診断を積極的に活用し、利用者の疾病の早期発見に努め、健康管理に配慮する。
 - iii 突発的な伝染性病原菌等の予防のための対処について、状況に合わせて実施する。
- ③ 楽しみのある食生活の実現
 - i 委託業者による施設の環境に合わせた食事システムにより、美味しい食事の提供に努める。
 - ii 利用者の嗜好等を取り入れながら、管理栄養士の栄養管理に基づいて喜ばれる食事の提供に努める。

- iii 四季折々に合わせた時節を感じられる飽きのこない、楽しみのある食事の提供に努める。
- ④ 職員の資質の向上
 - i 施設内外を問わず、積極的に研修に参加させ、福祉情勢の理解と専門的な知識、技術を修得し、より良い援助技術の均一化を図る。
 - ii 他施設等との交流を図り、情報交換を行うことで、職員の意識改革に努める。
- ⑤ 防火・防災対策
 - i 定期的な防災訓練を実施し、利用者の人命を尊重し安全対策を重視しながら実施することにより、利用者一人一人の防災意識の高揚に努める。
 - ii 併設施設との連携をとることにより、常時の防災体制の確立を図る。
 - iii 消防設備器具や危険物設備等の定期的な点検を実施する。
 - iv 災害時の非常食として、併設施設との共同備蓄により、常時三日分を備蓄保管する。
- ⑥ 施設の社会化
 - i 地域にある保健・医療・福祉機関と連携し、個々のニーズにあったサービス提供が出来る体制を整える。
 - ii 地域との交流を積極的に推進し、地域住民の施設への理解を深めてもらう。また、開かれた施設を目指すことにより、地域に合った福祉を模索しながら望まれる施設の実現に努める。
- ⑦ 新型コロナウイルス禍のなか、罹患者0で推移すべく感染予防に今後も務める。

《重点目標事項として》

<施設の課題や対応について>

昨年度も経年変化などによる自然な ADL 低下や、また、自然な ADL 低下が理由とは違う病態急変等で、お亡くなりになられたり、ケアハウスでの生活が困難となって退居となるケースも見られたが、下期も、満室に近い入居率となっている。このことを踏まえ次年度も入居希望者確保の為、待機状況により仙南地区の包括や市内の事業所に入居希望者の紹介依頼を行っていき常に満床を目指す。

また、地域に貢献する意味において入居対象の是非に関わらず様々な問題を抱えて相談に来られた方々に対しては引き続き丁寧な対応と必要な情報提供を行って広義の相談窓口としての一端も担い、延いては入居希望者確保に繋げていきたい。

生活支援においては入居者が安心して心穏やかに生活出来るよう、身体面や精神面の不安材料を取り除けるよう相談サービスの充実を図っていきたい。また、入居者自身のスタイルで長く生活しやすい施設を目指し、社会的自立支援を常に心掛け様々な支援に今後ともあたっていききたい。

一方で、誰しも心身のレベル低下は避けられない状況がある。ケアハウス内でのサービス

の枠を超えてしまった場合は居宅介護サービスなどがスムーズに活用(或いは、状態によって介護保険施設等への移行含む)出来るよう支援を行い、今まで以上に地域の医療・保険・福祉の各関係機関等と連携強化を図っていきたい。さらに、入居者一人ひとりに、介護予防に対する意識を高めてもらう啓蒙活動や入居者自身が自分の生活設計に参画してもらえ、環境作りを積極的に実践する努力も必要と考える。

<サービスの向上について>

1. 建物・設備等の維持管理について

例年、不具合箇所の発生には迅速に修理などの対応を実施している。しかし、築24年目ともなり他にも経年劣化が多く見られる状態となっている。特に居室部・共用部を問わず機械設備などの故障や劣化がみられる状況も発生。修理部品の調達が既に困難な物も多くなっている。また、建物自体にも各フロアの壁・床などに腐食など劣化が激しい未補修箇所が引き続き存在している。

厳しい予算状況ではあるが、優先順位をつけ費用対効果などを鑑みながら建物および設備等の維持管理も継続して推進していきたい。

2. 職員の質の向上について

昨今、経年変化によるレベル低下以外にも急変による心身の状態が変化し、ケアハウス→グループホーム→老健→サービス付き高齢者向け住宅等と共有しできるところと、情報を交換することも今後必要かと思う。突発的に諸対応が必要となるケースも多く発生している。また、一部の入居者が些細な事で、トラブル等を起こすケースもみられる状況も引き続き存在している。

日常的な相談や支援内容も複雑・多岐に渡るものが多い状況である。こうしたことから、引き続き職員個々の専門性が高く求められている。その為、個々の立場から利用者の状況を把握し連携してサービスの向上に当たり、専門性のみならず根底にある人間同士の関わりへの深い理解やコミュニケーションスキルを身につけることも重要と考える。そのため、対人援助技術は勿論のこと「人として」の接遇やマナーなども含めた質の向上にも努めていきたい。

また、現在、看護師の居ない職員体制となっている。法律上の配置基準はないものの看護師有資格の職員による医療的視点から日常に支援が必要と思われる入居者の状況は今後も続くと思われる為、施設間の医療関係強化と近隣の各病院との常時連携を図る努力を行う。健康管理面の状態把握や助言、緊急時の対応など医療的側面からの支援の必要性は増加しているため、看護師有資格の看護師の補充は今後視野に入れて検討していきたい。

令和4年度

居宅介護支援センター茶園

事業計画（案）

居宅介護支援センター茶園

居宅介護支援センター茶園

1. 基本理念

「奉仕」「博愛」「寛容」の伯和会信条を基に、ご利用者様・ご家族様のニーズに適確に応え、ご利用者様が今まで暮らしてきた地域で安心して暮らしを継続できるように支援することを基本理念とします。

2. 基本方針

介護保険法及び「茶園」基本理念に基づき、ご利用者様の皆さまが住み慣れた地域において安心して暮らして頂けるよう相談援助に努めていきます。ご利用者の意向を踏まえ自己決定権を尊重し、個々の有する能力に応じて更なる自立した生活が営んでいけるよう支援していきます。また、自立支援に向けたサービス計画を作成するにあたり各行政機関、医療、福祉サービス、地域包括支援センター、サービス事業所との密接な連携を図り、総合的かつ効果的なサービス提供ができるよう努めていきます。

3. 事業計画

(基本事業)

- (1) ご利用者様から相談を受けて、要介護認定の申請代行を行います。
- (2) 認定後の福祉制度の活用や居宅サービス計画の作成、サービス導入の連絡調整、モニタリング、給付管理業務等を行います。
- (3) 白石市地域包括支援センターから委託を受けて、要支援 1・要支援 2・事業対象者の介護予防プランを作成します。

(研修計画)

- (1) 法人内部研修会の準備および開催。(毎月)
- (2) 宮城県主催の研修会への参加。(リモート研修を含む)
- (3) 介護支援専門員対象研修への参加。(主任介護支援専門員更新研修)
- (4) 白石市地域包括支援センター主催研修会への参加。(奇数月)

4. 業務内容 (要介護者・要支援者・事業対象者)

- ア. 介護保険の利用申し込み、相談受付
- イ. ご利用者様との契約締結
- ウ. アセスメント
- エ. 介護サービス計画書原案作成
- オ. サービス担当者会議の開催
- カ. 確認・同意を得たプランの交付

- キ. サービス提供における事業所等との連絡調整
- ク. 居宅訪問による状態の把握
- ケ. 利用状況把握・モニタリング
- コ. 評価・再アセスメントによる計画書の見直し
- サ. 適正な給付管理業務・介護報酬の請求
- シ. 特定事業所集中減算の確認(3月・9月)
- ス. 地域包括等からの処遇困難な問題を抱えた方への支援要請受託
- セ. 介護保険施設等への入所相談
- ソ. 他各種相談業務・申請代行等